三井住友トラスト・ホールディングス株式会社

第12回期限前償還条項付無担保社債
（劣後特約及び実質破綻時債務免除特約付）

期　　間　約10年

利　　率

当初約5年（2019年6月10日の翌日から2024年6月11日まで）

年 **0.41** %（税引後 年0.326%＊1）

以降5年（2024年6月11日の翌日以降）

5年物円スワップのミッド・レート＊2 ＋年 **0.43** %（税引前）
（小数点以下第3位を切り上げ）

＊1 税引後の利率は、源泉徴収税率20.315%を基準に算出しており、小数点以下第3位未満を切り捨てています。
＊2 利率基準日（2024年6月11日の2銀行営業日前）の午前10時（東京時間）にリフィニティブ（旧ロイター）58376ページに表示されている5年物円スワップのオファード・レートおよびビッド・レートの算術平均値

申込期間　2019年5月27日（月）～2019年6月7日（金）

募集要項

＜申込単位＞	額面100万円単位	＜償還期限＞	2029年6月11日（月）
＜発行価格＞	各社債の金額100円につき金100円	＜払込期日＞	2019年6月10日（月）
＜利払日＞	年2回（毎年6月11日・12月11日） 初回利払日は2019年12月11日	＜債券格付＞	A（R&I）、A＋（JCR）

主なリスクについて

- 本債券の価格は、市場金利の変動などにより上下しますので、償還前に売却する場合には、投資元本を割り込むことがあります。
- 発行者の経営・財務状況の変化およびそれらに関する外部評価の変化などにより、投資元本を割り込むことがあります。
- 本債券には劣後特約、実質破綻時債務免除特約および期限前償還条項が付されておりますので、詳細につきましては、必ず契約締結前交付書面および目論見書をご覧ください。

SMBC日興証券　いっしょに、明日のこと。
Share the Future

商号等：SMBC日興証券株式会社　金融商品取引業者　関東財務局長（金商）第2251号
加入協会：日本証券業協会、一般社団法人日本投資顧問業協会、一般社団法人金融先物取引業協会、一般社団法人第二種金融商品取引業協会

償還について

●本債券の償還期限は2029年6月11日です。
●本債券には期限前償還条項が付されており、残存する本債券の全部（一部は不可）が、あらかじめ金融庁長官の確認を受けた上で、2024年6月11日に各社債の金額100円につき金100円の割合の金額で、期限前償還がなされる日（同日を含む）までの経過利息を付して期限前償還される場合があります。この場合、発行者は必要な事項を当該期限前償還しようとする日前の30日以上60日以下の期間内に、目論見書に定める公告もしくはその他の方法により社債権者に通知します。
●上記の期限前償還条項とは別に、払込期日以降、税務事由（※1）または資本事由（※2）が発生し、かつ継続している場合、残存する本債券の全部（一部は不可）が、あらかじめ金融庁長官の確認を受けた上で、各社債の金額100円につき金100円の割合の金額で、期限前償還がなされる日（同日を含む）までの経過利息を付して期限前償還される場合があります。

（※1）　税務事由：将来の日本の税制またはその解釈の変更等により、本債券の利息の損金算入が認められないこととなり、合理的な措置を講じてもそれを回避できないと法律又は税務の専門家より意見書として発行者が受領した場合

（※2）　資本事由：本債券の全部または一部が、発行者に適用のある自己資本比率規制上、発行者のTier2資本として扱われない内容の法令等が公布・公表された場合、または金融庁その他監督当局と協議の結果、Tier2資本として扱われないこととなると発行者が判断した場合

●期限前償還された場合、それ以降の利息は付きません。

償還のイメージ図

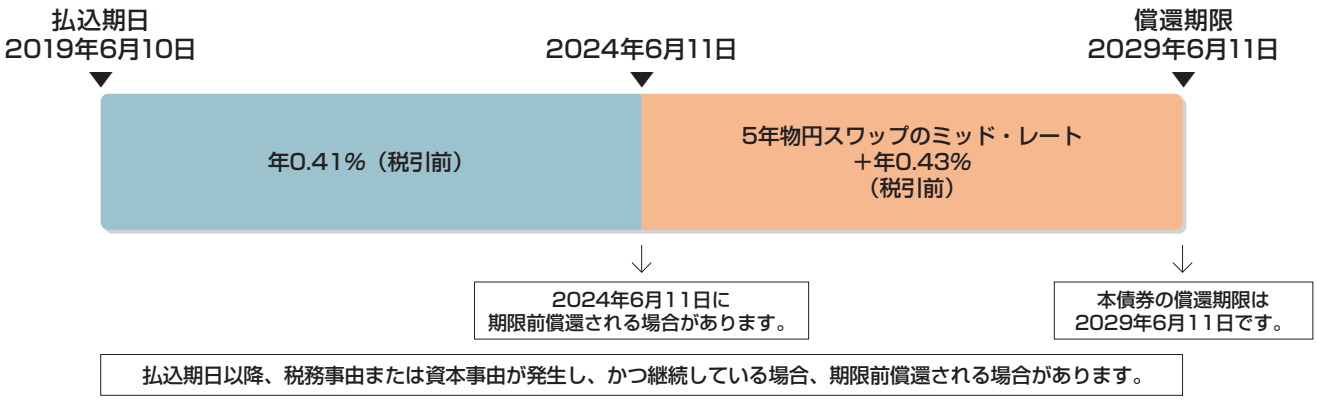

ご投資にあたって

●本債券をご購入いただく場合は、購入対価のみお支払いただきます。
●価格情報の入手方法などを記載した「債券の売買取引に関するリーフレット」を弊社店頭に備え置いておりますのでご覧ください。
●お申込にあたっては契約締結前交付書面および目論見書をよくお読みいただき、購入をご検討ください。
●一定の条件を満たしている方は、マル優がご利用いただけます。
●総合コースのお客様のみお取引いただける商品です。
●販売額に制限がございますので、売切れの際はご容赦ください。
●個人のお客様の場合、利子、譲渡益および償還益は申告分離課税の対象となります。
また、利子、譲渡損益および償還損益は、上場株式等の利子、配当および譲渡損益等との損益通算が可能です。詳細は専門の税理士等にご相談ください。

新型劣後債について

1 バーゼルⅢ適格 Tier2証券（新型劣後債）について

新型劣後債は、国際的な銀行自己資本比率規制（バーゼルⅢ）においてTier2資本として計上することができる劣後債です。
劣後特約により一定の劣後事由（※1）が発生した場合、その元利金の支払は劣後債券以外の上位債券にかかる支払よりも後順位におかれます。
さらに、実質破綻と認定された時には、損失の吸収（元本の削減または普通株転換）が発生するリスクがございます（「3 実質破綻認定時の損失吸収について」をご覧ください）。

（※1）　劣後事由の例　・破産手続きの開始
・会社更生手続きの開始
・民事再生手続きの開始　など

《図表1》弁済順位

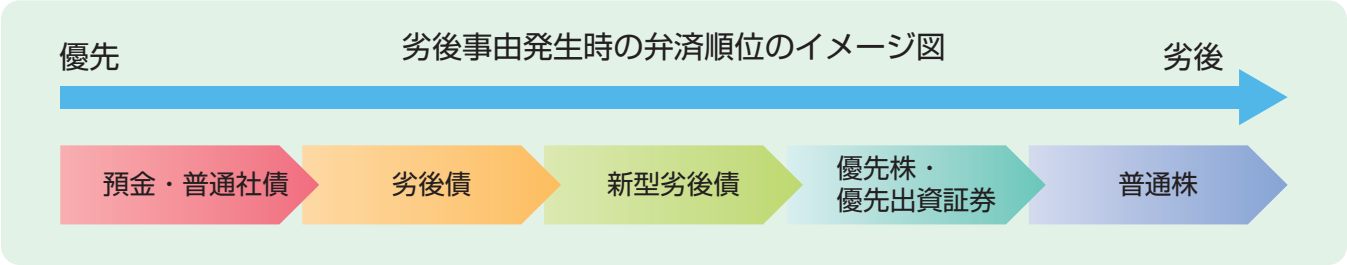

2 バーゼルⅢについて

バーゼル規制は、「バーゼル銀行監督委員会」が公表している国際的に活動する銀行の自己資本比率等に関する国際統一基準です。バーゼルⅢは2010年に合意が成立した新しいバーゼル規制の枠組みで、2013年から段階的に実施されています。

《図表2》バーゼル規制推移

	バーゼルⅠ	バーゼルⅡ	バーゼルⅢ
合意時期	1988年	2004年	2010年
日本での開始時期	1993年～	2007年～	2013年～
主な内容	・銀行の自己資本比率の測定方法（信用リスクに対して十分な自己資本を保有しているか） ・達成すべき最低水準（8%以上）	・最低所要自己資本比率規制（リスク計測の精緻化） ・銀行自身による経営上必要な自己資本額の検討と当局によるその妥当性の検証 ・情報開示の充実を通じた市場規律の実効性向上	・自己資本比率規制の厳格化 ・定量的な流動性規制 ・過大なリスクテイクを抑制するためのレバレッジ比率

バーゼルⅢにおいて銀行の規制自己資本は、普通株式等Tier1（普通株、内部留保など）、その他Tier1（優先株、優先出資証券、永久劣後債など）、Tier2（新型劣後債、劣後ローン、一般貸倒引当金など）に区分されており、それぞれについて必要最低水準の達成が求められるなど、自己資本比率規制は厳格化されています。

《図表3》バーゼルⅡおよびⅢにおける自己資本比率の必要最低水準

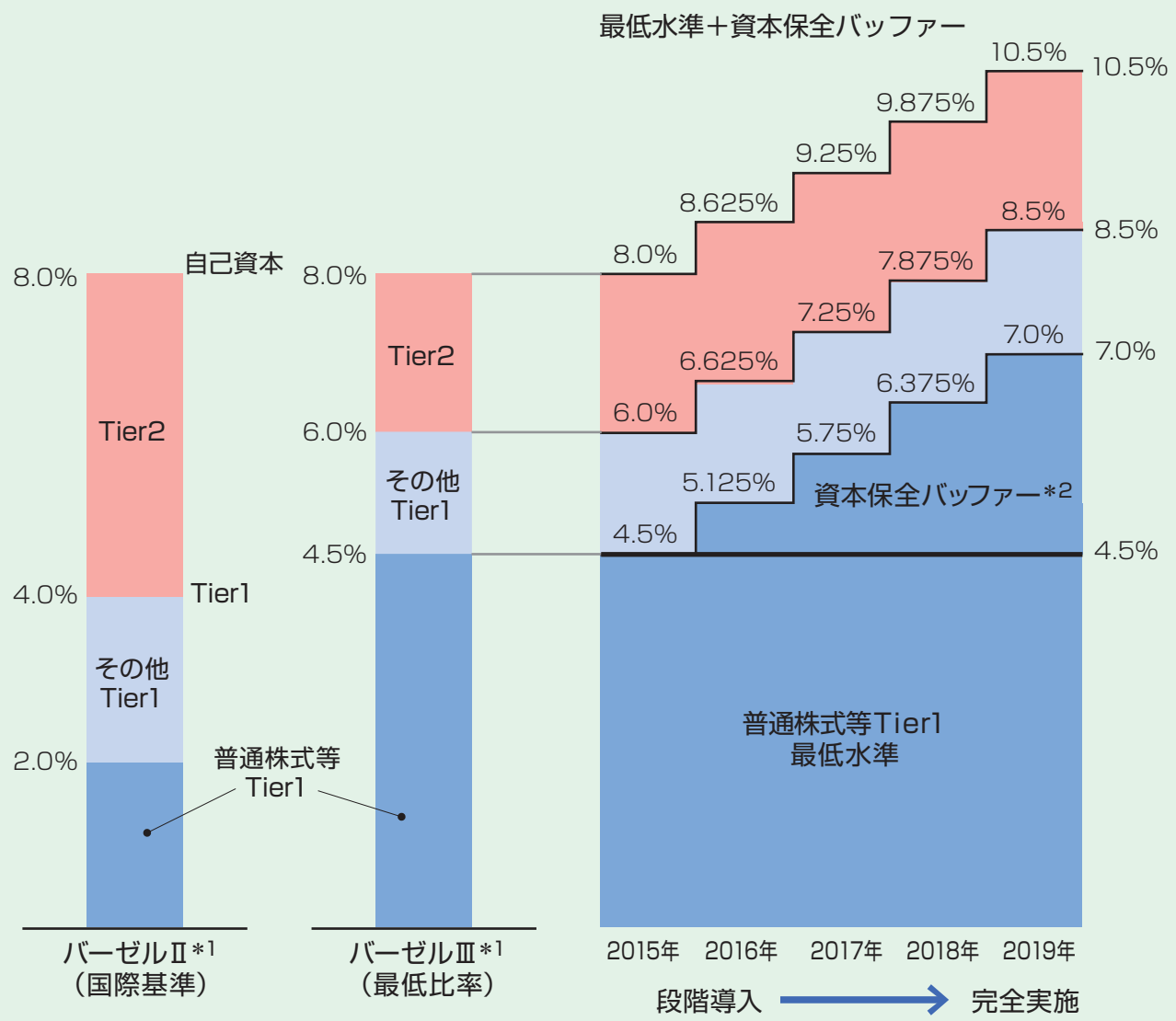

＊1　バーゼルⅢではTier1資本が普通株式等Tier1、その他Tier1に明確に区分され、自己資本比率の最低水準は総自己資本比率だけでなく、普通株式等Tier1比率、Tier1比率のそれぞれについても定められています。

＊2　バーゼルⅢでは必要最低自己資本比率とは別にストレス期（景気後退期に損失が発生した場合）に取崩し可能な資本保全バッファーを要求されます（金融システムに混乱がおよぶおそれのあるグローバルなシステム上重要な銀行はさらに、追加で資本バッファーを求められます）。バッファー水準を下回った割合に応じ、配当、賞与、自社株買い等による資本の社外流出に制限が課され、自己資本の最低水準を下回らないようにバッファーの役割を果たします。

3 実質破綻認定時の損失吸収について

実質破綻は、各国によって認定されますが、その定義は異なります。日本の場合には債務超過、支払停止またはそのおそれがある場合等に認定されると考えられますが、国によっては監督当局が破綻のおそれがあるとしてその前に認定する可能性がございます。なお、公的資金を投入するにあたり、実質破綻の認定が必要かどうかについても各国で見解が異なります。
また、各国の法制、解釈により債券の発行条件に実質破綻時損失吸収条項を定める必要がある場合と法令上の破綻処理制度で代替される場合がございます。

《図表4》主な国・地域の実質破綻の判断機関、破綻処理の根拠法、損失吸収の根拠

	実質破綻の判断機関	根拠法	損失吸収の根拠
日本	金融庁	預金保険法	債券の発行条件に記載
米国	FDIC(連邦預金保険公社)が中心 FRB(連邦準備委員会) 財務省	預金保険法 ドッド=フランク法	FDICの管財人権限 (ドッド=フランク法)
EU圏	ECB(欧州中央銀行)が中心 EU各国の監督機関と SSM(単一監督制度)のもとで連携	BRRD (金融機関の再生および 破綻処理に関する指令)	BRRDの破綻処理スキーム (ベイル・イン)

わが国では、実質破綻時損失吸収条項が発行条件に含まれています。実質破綻と認定される場合としては、預金保険法(第102条　第1項第2号および第3号ならびに第126条の2　第1項第2号)によって債務超過、支払停止またはそのおそれがあるとされた場合等が考えられます。

《図表5》わが国における公的サポートの枠組みおよび実質破綻事由

公的サポートの枠組み			対象金融機関		要件	実質破綻
			銀行	銀行持株会社		
金融機能強化法		資本増強	○	○	破綻*1でも 債務超過でもない	–
預金保険法 第102条	第一号措置	資本増強	○	○	過小資本	–
	第二号措置	預金保険を上回る 金額の資金援助	○	–	破綻*1または債務超過	該当
	第三号措置	一時国有化による 特別危機管理	○	–	破綻*1かつ債務超過	該当
預金保険法 第126条の2	特定第一号措置	資金の貸付け等 または資本増強	○	○	債務超過でない	–
	特定第二号措置	金融機関等の特定 合併等を援助する ための資金援助	○	○	支払停止 または債務超過*2	該当

*1 破綻：預金の払戻しを停止した場合またはそのおそれのある場合　　*2 支払停止または債務超過のおそれを含む

お問い合わせは**お取引店**または
日興コンタクトセンター

口座をお持ちのお客様
0120-125-111
受付時間：平日8:00～18:00　土・日9:00～17:00
※祝日・年末年始を除く

口座をお持ちでないお客様
0120-550-250
受付時間：平日9:00～18:00　土・日9:00～17:00
※祝日・年末年始を除く

SMBC日興証券ホームページ www.smbcnikko.co.jp

2019年5月24日発行Ⓢ